

各種手当をご存じですか？

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所・問合せ

- ①、④、⑤、⑥ 福祉課福祉G（内線153）
- ② ③ 福祉課介護保険G（内線154）
- ⑦～⑪ こども課（内線133）

名称	支給要件	所得制限
① 幸田町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 * 下記の人は除きます ● 介護人が在宅介護手当受給者 ● 施設入所者 ● 65歳以上の新規・転入 * 手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 幸田町在宅介護手当	要介護3～5で65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 * 対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
③ 幸田町家族介護手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者を過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族	有
④ 特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 * 施設入所者、長期入院者は除きます。 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がい重複している人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がいがあり、IQ20以下の人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下で、ほかに3級相当の障がい2つ以上ある人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障がいまたは病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 * 施設入所者は除きます。 ● 1級身体障がい児 ● 2級身体障がい児の一部（常時介護を必要とする人） ● IQ20以下の知的障がい児 ● 上記と同程度の障がいまたは病状で常時介護が必要な人	有
⑥ 愛知県在宅重度障害者手当	● 身体障害者手帳1・2級 + IQ35以下の人（1種） ● 身体障害者手帳1・2級（2種）の人 ● IQ35以下の人（2種） ● 身体障害者手帳3級 + IQ50以下の人（2種） * 施設入所者、3カ月以上継続して入院している人および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑦ 児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人 * 公務員は勤務先から支給されます。	有
⑧ 児童扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 * 公的年金を受けている人は、除きます。 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑨ 愛知県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 * 支給期間は認定から5年間です。 * 公的年金を受けている人は、除きます。 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑩ 幸田町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	無
⑪ 特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A・B判定、内部障がい、精神障がいなど）を養育している人	有

幸田町少年少女発明クラブの指導員を募集します

幸田町少年少女発明クラブでは、子どもたちに工作や科学を教えていただける指導員を募集しています。ものづくりで活躍されている人、企業などで研究開発をされている人、工作が得意な人など、現役・OBは問いません。子どもの創造力を育みたいとお考えの人は、随時募集していますので、是非ご連絡ください。

応募資格	子どもが好きで、工作や科学を教える意欲をお持ちの人	活動日	毎月1回程度 原則土曜日 午前9時30分～正午 (年4回程度の指導・補佐)
仕事内容	①毎年1回程度の活動内容の考案と指導 ②活動時の最低限必要な準備 ③ほかの指導員が指導する時の補佐	開催場所	中央公民館 ほか
指導対象	小学4年生から小学6年生	申込み	幸田町少年少女発明クラブ事務局 (企業立地課内、内線341)



選挙事務アルバイト登録者を募集します

皆さまに選挙を身近に感じていただき、選挙に関心を高めていただくために、選挙事務アルバイト（幸田町非常勤職員）の登録をしていただける人を募集します。

●応募資格

18歳以上で、責任を持って選挙事務を遂行できる人

*高校生、選挙運動に従事する人および「幸田町非常勤職員の雇用、給与等に関する取扱要綱」の規定により65歳以上の人は応募できません。

●業務内容

主に期日前投票所および投票日当日の各投票所における受付、名簿対照または投票用紙の交付など

●勤務日など（状況により変わる場合があります。）

①期日前投票期間 前半：午前8時15分～午後2時15分、後半：午後2時15分～8時15分

②各選挙の執行日 前半：午前6時30分～午後0時30分、後半：午後0時30分～8時30分

（勤務可能な人には、終日勤務をお願いする場合があります。）

●勤務場所

期日前投票所（中央公民館）および当日投票所（町内9カ所）のうち、選挙管理委員会が指定する場所

●賃金

850円/時間

●その他

この登録は、申込書提出から平成29年3月31日まで有効とし、その間に選挙事務が発生した際は、登録者の中から必要に応じ選挙管理委員会で選考（経験、地域性を考慮）し採用するため、必ず採用されるとは限りません。

●今後の選挙予定

平成26年8月3日執行 幸田町長選挙

平成27年2月14日任期満了 愛知県知事選挙

平成27年4月29日任期満了 愛知県議会議員選挙

平成27年4月29日任期満了 幸田町議会議員選挙

●申込み

随時募集しています。選挙事務登録申込書（写真貼付）を選挙管理委員会へ提出してください（郵送可）。

なお、申込書は町ホームページでダウンロードしていただくか選挙管理委員会で配布します。

*登録者多数となった場合には打ち切らせていただく場合があります。

●問合せ 幸田町選挙管理委員会（総務課内、内線361）

電動アシスト自転車購入費補助制度のご案内

昨年度に引き続き、平成26年度も町では地球温暖化防止および渋滞緩和などの都市交通対策の一環として、町民の皆さんの電動アシスト自転車利用を積極的に支援することにより、人・まち・地球を大切にする都市交通を実現するため、電動アシスト自転車を購入する人に補助金を交付します。

◎ 補助要件

通勤・通学・買い物などの日常手段を自動車から電動アシスト自転車へ転換する見込みのある人のうち、次の要件のすべてを満たす人。

- 町内在住で、町税の滞納がないこと
- 防犯登録、TSマーク登録を受けた新品の電動アシスト自転車の購入者であること
- 町が行うアンケート調査などに協力すること
- 電動アシスト自転車を法定耐用年数（2年）の期間、適切に管理すること（2年間の譲渡・売却などを禁止します。）
- 過去に同一世帯内で、電動アシスト自転車購入費補助制度を利用されていないこと（1世帯につき1台まで補助が受けられます。）

◎ 必要書類

- (1) 電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書
- (3) エコ&交通安全宣言書
- (4) 領収書（申請者氏名、購入日、購入品目の名称が記載されたもの）
- (5) 製造メーカー保証書
- (6) 防犯登録証
- (7) TSマーク付帯保険加入書（控え）
- (8) 振込先の口座番号が確認できる書類
- (9) 申請者の身分証明書（住所地が確認できるもの）の写し
- (10) 納税証明書（町税の完納が証明されているもの）
- (11) 認印

- * (1)～(3)の書類は役場企画政策課窓口でお渡しします。（町ホームページからもダウンロードできます。）
- * (4)～(8)の書類は原本をご持参ください。窓口でコピーを取らせていただきます。
- * (10)納税証明書（1通200円）は役場1階税務課で発行します。

えこたん



◎ 補助金額

購入費の3分の1以内（100円未満切捨て）・補助限度額 20,000円

◎ そのほか

この補助金は予算の範囲内、先着順で実施しますので予告なく終了する場合があります。

【申込み・問合せ】 企画政策課政策G（内線331）

スーパーマーケットが火災予防に協力！

レジシートに火災予防の印字

3月1日から7日まで春季全国火災予防運動が実施されました。町内のドミー幸田店、ピアゴ幸田店、マックスバリュ幸田店の3つのスーパーマーケットにおいて、レジシートに火災予防を啓発する文字を印字していただきました。

レジシートに「火災予防運動実施中 火災には十分注意しましょう」と印字され、買い物をしてレジシートを見た町民一人一人の防火意識が高まり、火災予防につながりました。

問合せ 消防本部予防防災課 ☎63-0513



犬の飼い主の皆さんへ

● 狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、毎年4月1日から6月30日の間に、狂犬病予防注射を受けなければなりません。予防注射を受けるときは、必ず、郵便はがき(平成26年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書)を持参してください。

* 都合の悪い人は、動物病院で受けることもできます。

対象 生後91日(3カ月)以上の犬

費用 注射のみ:3,400円

* 登録していない犬は登録料3,000円が別途かかります。

● フンの後始末を！

道路や公園はみんなのものです。フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

● 犬がいなくなったときは、環境課にもご連絡ください

飼い主を見つける手がかりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。

問合せ 環境課環境保全G(内線271)



● 平成26年度狂犬病予防注射実施日程

と き	と ころ	時 間
4月14日(月)	坂崎公民館	13:10～13:45
	高力老人憩の家	13:55～14:15
	新田老人憩の家	14:25～14:40
	永野老人憩の家	14:50～15:10
4月15日(火)	長嶺コミュニティホーム	13:10～13:25
	久保田コミュニティホーム	13:35～13:50
	農協大草支店	14:00～14:35
	鷺田公民館	14:45～15:10
4月16日(水)	岩堀公民館	13:10～13:35
	横落コミュニティセンター	13:45～14:05
	荻農村センター	14:15～14:25
	老人福祉センター	14:35～14:45
	深溝児童館	14:55～15:10
4月17日(木)	野場ふれあいセンター	13:10～13:35
	須美公民館	13:45～13:55
	桐山組合倉庫前	14:05～14:25
	逆川農村センター	14:35～14:45
4月18日(金)	海谷公民館	14:55～15:10
	芦谷公民館	13:10～13:35
	市場公民館	13:45～13:55
	上六栗老人憩の家	14:05～14:15
	六栗公民館	14:25～14:35
5月12日(月)	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:45～15:10
	坂崎公民館	13:10～13:30
	鷺田公民館	13:40～14:00
	農協大草支店	14:10～14:30
5月13日(火)	芦谷公民館	14:40～15:00
	市場公民館	13:10～13:25
	上六栗老人憩の家	13:35～13:45
	野場ふれあいセンター	13:55～14:10
	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:20～14:45

70歳から74歳までの人の医療費の窓口負担が見直されます

70歳から74歳までの現役並み所得者（3割負担）以外の人の病院窓口での自己負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割とされてきました。

平成26年度から、この特例措置が見直されますが、高齢の人の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える人から実施されることとなりました。

誕生日	一部負担金（窓口負担）割合	
	平成26年4月までの診療	平成26年5月からの診療
昭和19年4月1日まで	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月2日から5月1日まで	3割（法律どおり）	2割（法律どおり）

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人（誕生日が昭和19年4月2日以降の人）は、70歳の誕生月の翌月（各月1日が誕生日の人はその月）の診療から、窓口負担が2割となります。

*一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線141）

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26・27年度の保険料率について

愛知県後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率が改定されました。後期高齢者医療制度の財政運営期間は2年で、保険料は、この期間の医療給付費などの財源に充てられます。



保険料は、一人当たりの医療給付費の増加などにより、平成24・25年度と比べて11.18%の増加が見込まれましたが、剰余金や県財政安定化基金を活用することにより、3.28%に抑制されました。

問合せ 保険医療課医療G（内線144）

保険料賦課限度額の改定について

平成26年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額が改定されました。この改定により所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。



問合せ 保険医療課医療G（内線144）

協定保養所利用助成事業について

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、右の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます。）を助成します。

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568 - 67 - 3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	0594 - 42 - 3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562 - 82 - 0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531 - 35 - 1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533 - 68 - 4696
豊田市	豊田市 百年草	0565 - 62 - 0100

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で保険証を提示し利用カードの交付を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052-955-1205

国民健康保険のお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届け出をしましょう

14日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

	手続きが必要なとき	必要なもの
国民健康保険に入る場合	町外から転入したとき	印鑑、転出証明書、世帯ですでに国保加入者がいる場合はその人の国民健康保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書または離職票、退職者医療制度*の対象となる人は年金証書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国民健康保険をやめる場合	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（まだ受け取っていない場合は証明書）
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭を行った人の預金通帳など振込先がわかるもの、死亡届を幸田町以外に提出した場合は会葬礼状など葬祭を行った人の確認ができるもの
	障がいにより後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証、障害者手帳
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書
その他	退職者医療制度*の対象となったとき	印鑑、国民健康保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証をなくしたとき	印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの

*会社などを退職して国民健康保険に加入された人で、厚生年金や共済年金の給付を受け、その加入期間が20年以上であるか、40歳以後の加入期間が10年以上である人とその被扶養者は、65歳になるまで退職者医療制度の対象となります。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線143）

災害や失業などで医療費の支払いにお困りの人へ

災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になったときは、医療費の窓口負担（一部負担金）が一定の基準により免除、減額または猶予される一部負担金の減免が受けられます。ご利用の人は、事前に申請が必要です。一度ご相談ください。

減免の基準	減免の程度	減免の期間
実収入月額が生活保護基準生活費の110%以下の世帯	一部負担金が全額免除	3カ月以内
110%を超え120%以下の世帯	8割減額	
120%を超え130%以下の世帯	5割減額	
130%を超え140%以下の世帯	徴収猶予	

問合せ 保険医療課国保年金G（内線143）

保険医療課からのお知らせ

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請について

平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除などを申請できるようになります。

【免除などの申請対象期間と審査所得の関係】 平成26年4月時点

区 分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成23年度分	平成24年3月(注1)～24年6月分	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年7月～25年6月分	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～26年6月分	平成24年中所得
平成26年度分(注2)	平成26年7月～27年6月分	平成25年中所得

(注1) 平成24年2月分は、平成26年4月2日まで申請ができます。

(注2) 平成26年度分は、平成26年7月になってから申請ができます。

【学生納付特例の申請対象期間と審査所得の関係】 平成26年4月時点

区 分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成23年度分	平成24年3月(注3)分	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年4月～25年3月分	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年4月～26年3月分	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年4月～27年3月分	平成25年中所得

(注3) 平成24年2月分は、平成26年4月2日まで申請ができます。

申請時の注意点

① 年度ごとに申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。

*免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。

*学生納付特例は4月から翌年3月まで。

② 過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得(上の表のとおり)に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。

*若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

*学生納付特例については、世帯主や配偶者の所得審査はありません。

③ 平成26年4月以降、速やかに申請してください。

過去分の免除などは、申請が遅れると次のとおり対象となる期間が短くなります。

*平成26年4月中に免除などを申請 ⇒ 平成24年3月分まで

(ただし、平成24年2月分は平成26年4月2日まで申請ができます。)

*平成26年5月中に免除などを申請 ⇒ 平成24年4月分まで

平成26年度の国民年金保険料は月額15,250円です。

問合せ 保険医療課国保年金G(内線141)・岡崎年金事務所国民年金課 ☎23-2515

福祉課からのお知らせ

障害者相談支援事業所「生活支援センターこうた」開所について

平成26年4月1日から、障害者相談支援事業所「生活支援センターこうた」が開所します。「生活支援センターこうた」では、主に障がいを持たれた本人・家族の相談に応じます。お気軽に相談ください。

開所日 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 *国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く

ところ 幸田町地域活動支援センター「つどいの家」内

相談方法 電話、来所いずれでも可（面接、訪問は事前の予約が必要です）

予約受付 ☎080-3612-2470 担当：生活支援センターこうた、泉・仙田まで

問合せ 福祉課福祉G（内線151）

福祉タクシー利用券が交付されます

平成26年4月1日から、福祉タクシー料金助成券の対象者の範囲が変わります。変更内容は下記のとおりです。

対象 町内在住で、下記の手帳をお持ちの人

手帳の種類	対象基準	
	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
身体障害者手帳	1級から3級（内部障がいは1級のみ）	1級から3級
療育手帳	A判定またはB判定	同左
精神障害者保健福祉手帳	1級または2級	同左

*自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象となりません。

*2つ以上の障がいがある場合は障がい区分ごとに判断します。例えば、下肢不自由4級の障がいが2つあり、総合等級で3級となる場合については対象外となります。（それぞれの障がいは4級のため）

申請に必要なもの 対象となる障害者手帳、印鑑

申請場所 福祉課福祉G

助成額 年額35,000円まで（500円券・200円券 各50枚）

*5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

問合せ 障害者地域活動支援センター ☎63-2941

地域の皆さんの健康づくりを応援する「げんきかい」が始まります

「げんきかい」とは…熟年期の皆さんの健康づくりを応援する教室です。

教室の目的 ①健康づくり ②学区の人同士の交流 ③閉じこもり予防

内容 ハート体操、ストレッチ体操、お口の体操、頭の体操など

対象 おおむね60歳以上の人で教室参加希望者

下記日程で「げんきかい」説明会を開催します。「げんきかい」に参加希望の人はお住まいの学区の会場までぜひ、お出掛けください。なお、送迎バスも運行していますので、送迎ルートおよび時間については、事前にお電話でご確認の上、お申し込みください。

お住まいの学区	とき	ところ	内容
幸田学区（大草・鷺田・高力・新田） 坂崎学区（長嶺・久保田・坂崎）	4月24日（木） 午前10時～11時30分	大草老人憩の家	・げんきかいの目的、 内容について ・ハート体操、頭の 体操、お口の体操 など
中央学区（岩堀・横落）	4月10日（木） 午前10時～11時30分	中央公民館	
荻谷学区（荻・芦谷・幸田・桜坂）	4月17日（木） 午前10時～11時30分	芦谷公民館	
豊坂学区（野場・永野・須美・六栗・ 上六栗・桐山） 深溝学区（里・市場・海谷・逆川）	4月28日（月） 午前10時～11時30分	高齢者ふれあいプラザ	

問合せ・申込み 幸田町地域包括支援センター ☎62-7331

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
読書推進に関する事業 (子どもの読書活動推進事業)	すべての子どもたちが、本に親しむことのできるような環境を目標とする。「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進」「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」を基本方針とした事業を実施する。	A	小中学校、町立図書館など関係機関との体制整備については、評価したい。読書を習慣づける読み聞かせボランティアの各関係機関および施設への派遣調整は必要である。各施設の蔵書状況検討による施設相互間の蔵書の流通体制を検討していくこと。また、図書館へ赴くことが困難な高齢者などの対策についても検討されたい。
学校体育施設開放に関する事業 (学校体育施設スポーツ開放事業)	町内に在住・在勤する2,661人が登録。17種の競技の125団体に対し社会体育の普及のため、H23年度から1団体から12,000円/年の使用料を徴収し、幸田町立学校の体育施設(運動場、体育館、武道場、卓球場)を学校教育に支障ない範囲でスポーツ活動などの利用に供している。	A	利用団体もほぼ固定化し、学校施設開放事業も町民に定着していることが伺える。利用時間が学校経営時間外であることから、学校関係者以外での鍵の管理は安全管理上も問題である。今後は鍵を管理する管理指導員を含めた体制の検討が必要である。
新春駅伝・ファミリージョギング大会開催に関する事業 (社会体育推進事業)	小学生(4年生以上)、中学生、一般(高校生以上)、町内在住または在勤者に対してスポーツ愛好の心を養い、心身の健全な発達を促すとともに、冬の体力増進とスポーツの日常化を図る。競技種別は、ジョギングの部、駅伝の部(6部門 区対抗、小学生男子・女子、中学生男子・女子、一般)となっている。	A	町冬のスポーツイベントの恒例行事として、参加者の増加傾向の状況を鑑み町民間にも定着していることが伺える。コース延長に伴う経費については、安全対策を考慮の上、精査が必要である。気温が低い時期での開催のため、周診票の提出、個人負担の保険加入などの参加者に対する安全管理への配慮についても図られたい。
文化財保護に関する事業 (文化財保護事業)	町内文化財や歴史的文化資料を調査し郷土資料館などで公開することにより、地方文化の発展と歴史教育の充実および郷土に残る文化財の保護・活用を図る。	A	深溝松平家墓所の国史跡指定を目指した本光寺の文化財調査、出土品の町文化財の指定、そのほかの町文化財の周知活動などにより、町民の文化財に対する関心が高まったことは認められる。町文化財全般の保護のみでなく学校教育への活用および多く町民の目に触れる機会を設けられたい。また、郷土資料館については、来館者の安全対策だけでなく、収蔵物の保管上からも耐震化は必要である。
男女共同参画社会推進に関する事業 (男女共同参画社会テーマイベント)	町民全般を対象とし、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すために、幸田町男女共同参画プランの推進および、意識を高めるための啓発活動、テーマイベントなどの開催に対する支援を行う。女性団体の支援として地域女性団体である「こうた女性の会」に情報提供を行い、活動の活性化を図る。	A	平成25年度から首長部局に所管替えとなり、より広範で多様な面からの活動に期待する。教育委員会として、今後とも、男女共同参画の主旨・理念を引き続き広めるうえでも教育現場・生涯学習と連携した新たな取り組みの検討が必要である。



▲駅伝・ジョギング大会



▲児童向けの給食センター見学



▲男女共同参画テーマイベント



▲本光寺の東御願所

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、町ホームページでご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課庶務 G (内線 421)

教育委員会の活動について点検・評価を行いました！

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に則り、平成 24 年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。

本年度は、以下の 9 事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下のような結果を得ました。

総括意見

— 幸田町教育委員会施策外部評価委員会 委員長 添田 久美子 —

本年度は、平成 22 年度に評価を行った 8 施策と初めて評価を行う 1 施策の計 9 施策が対象でした。8 施策については、前回の外部評価においての委員からの意見だけではなく、提案や願いについても、教育委員会が真摯に検討し、取り組んでいることがよく分かりました。また、新たな施策につきましても、これまでの関連施策との連携の在り方にも配慮がなされていることは大切な点です。今後の児童・生徒の増加に向けて、すべての施策において十分な検討と準備を行うことを期待します。

教育委員会施策評価 (抜粋)

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
教育施設設備の整備・充実に 関する事業 (地震補強、大規模 改造事業・学校 整備事業・学校 管理一般事業)	児童・生徒に対し、安全で機能的な学習環境を提供するため、学校施設や設備の建築・整備・更新を行う。	A	地震対策としての安全確保のみでなく、プールなどの児童・生徒の安全に関わる施設全般の改修および防災・防犯についても、順次、整備を進めていくこと。また、今後の児童・生徒の増加に伴い、学校施設に対して、今後の状況を見通して早急な整備計画の検討が望まれる。コンピュータなどの機器については、機器の性能などを考慮し計画的な整備に取り組まれない。
学校給食の実施 に関する事業 (給食センター運 営事業)	町内小中学校児童・生徒に対して安全・安心な給食を提供し、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。給食の献立から食べ物の栄養や働きを知り、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、かつ、望ましい食習慣を養う。 学校給食センターの管理・運営を実施し、町内小中学校への学校給食の提供だけでなく、センター見学ホールにおいて児童・生徒・保護者などを受け入れ、施設内見学や食に関する学習を行う。また、地産地消の推進、献立の募集、町広報やホームページで給食や食育に関する活動の紹介などを通じて地域や家庭との連携を充実させる。	A	安全で安心な給食の提供、ならびに、食育・地産地消推進などの取り組みについて、評価する。賄材料費として徴収している給食費の滞納については、継続的に解消に努められたい。また、アレルギー対応については、施設およびシステムの課題があり、現状は弁当対応であるが、デザート代替制度などの取り組みを一歩ずつ進めると共に、アレルギー対象の児童・生徒が、一品目でも、皆と同じ給食が食べられるような献立の提供に努められたい。
教育委員会会議運 営に関する事業 (教育委員会運 営事業)	教育委員会の活性化と活発な事業の展開のため、開会冒頭に町長の出席を得て教育に対する情報交換を継続して実施している。定例会などの会議において重要案件に対し、有益な論議がなされるよう、議事事項区分の見直しなど精選を実施している。	A	議事事項の精選により、広く委員の意見聴取の機会を作り、事務スケジュールの調整による議案提出が適期に行われていることを評価する。今後は教育委員会の存在意義を示す上でも、教育委員会会議の開催日・議事内容などについて広報に努め、広く町民に教育委員会活動について伝えるよう図られたい。
教職員の研修に 関する事業 (初任者研修、教 科等指導員研修、 小学校外国語活 動、養護教諭研修、 教員研修、教育論 文、現職教育研修 事業、事務職員研 修)	教職員の資質と力量を向上させるために、教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力を高める研修を行う。	A	教職員ニーズに沿った研修内容の精選は不可欠である。各学校の実情に即した研修内容の検討や就業時間内開催といった時間管理にも留意し、有効な研修に努められたい。また、非常勤講師・常勤講師を含む、すべての学校教育に関わる教職員への受講の機会拡大や各校現職教育における取り組みにも、さらに工夫されたい。